

2024年度

ニセコ町脱炭素・ 再エネ推進事業補助金

ニセコ町内にお住まいの皆様や事業所を対象に、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入、ニセコスタンダード基準かつNearly ZEH+基準を満たす住宅を新築する方に対して、ニセコ町が費用の一部を補助します。



N I S E K O

H O K K A I D O J A P A N

申請の手引き

申請期間

2024年9月26日(木) ~ 2025年1月10日(金)

お問い合わせ・申請書等提出先

〒048-1501 ニセコ町字富士見55番地

ニセコ町役場 企画環境課 環境モデル都市推進係

お問い合わせ(電話):0136-44-2121(平日8:30~17:15)

申請書等提出(メール):zero-carbon25@heco-spc.or.jp

補助金制度の概要

補助対象及び補助額の概要

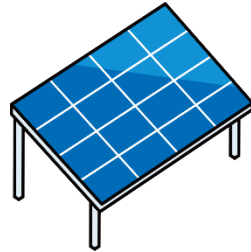
本補助金制度における補助対象設備は以下のとおりです。

太陽光発電設備



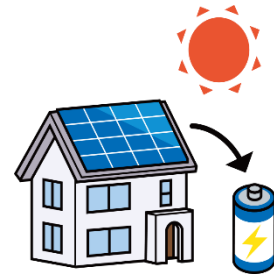
個人: **14万円/kW以内**
事業者: **10万円/kW以内**

ソーラーカーポート



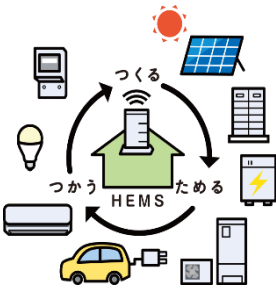
個人・事業者とも
対象経費の**1/3以内**

蓄電池



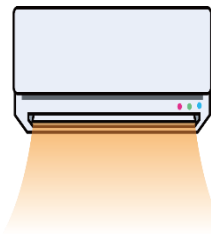
個人・事業者とも
蓄電池価格の**1/3以内**

エネルギーマネジメントシステム



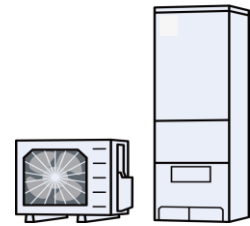
個人・事業者とも
対象経費の**2/3以内**

高効率空調設備(エアコン)



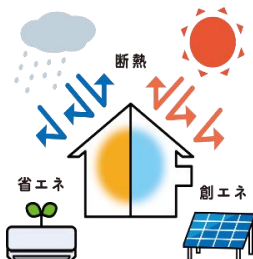
個人のみ
対象経費の**1/2以内**

高効率給湯設備(エコキュート等)



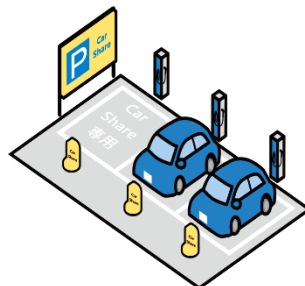
個人のみ
対象経費の**1/2以内**

新築戸建て住宅 (二セコスタンダード基準かつNearly ZEH+ 基準を満たす住宅)



個人・事業者とも
150万円/戸以内

EV自動車(カーシェア)



事業者のみ
上限**100万円/台**

※補助額詳細については「補助額・補助要件」を参照してください。

補助対象者・補助額・補助要件

補助対象者

【町内に居住する個人】

ニセコ町内の住宅等(自己が居住する住宅等のみ)に対象設備を新設、又は対象設備の新設された住宅を購入する方

- (1) 自己が所有しない住宅に居住する場合は、交付対象設備設置承諾書(別記第3号様式)により当該住宅の所有者の承諾を得ていること。
- (2) 本補助金対象の住宅の所有者及び居住者がニセコ町の徴収する税(ニセコ町外の場合は現に住所を有する市町村税)を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有していないこと。

【町内で事業を営む事業者】

ニセコ町内の事業所等に対象設備を新設、又は対象設備の新設された事業所等を購入する方

- (1) 自己が所有しない建物に対象設備を設置する場合は、交付対象設備設置承諾書(別記第3号様式)により当該住宅の所有者の承諾を得ていること。
- (2) 本補助金交付対象者がニセコ町の徴収する税を滞納していないこと。またニセコ町内に登記されていない場合は、現に住所を有する市町村税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が事業者内に所属していないこと。また暴力団及び暴力団員と取引、契約、借金、部屋の賃貸を行っていないこと。

※個人・事業者ともに、**本補助金の交付を同年度中に受けたことがある**場合、または**本補助事業の対象になる住宅又は設備等に対して、国が実施する補助金を重複して利用する場合**は、補助金交付対象者とはなりません。

全設備に共通する要件

- (1) 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- (2) 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)
- (3) 各種法令等を遵守した設備であること。
- (4) 対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排減効果について、J-クレジット制度への登録をしないこと。
- (5) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)実施要領(令和6年3月1日環地域事発第2403011号)の交付要件を満たすこと。

※上記に加えて、各設備の要件を満たす補助対象設備・工事について、補助を行います。

(補助額は1,000円未満の端数は切り捨てとします。)

補助額・各設備の要件



太陽光発電設備 (自家消費型)



補助額(個人)

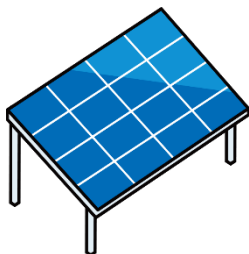
1kWあたり14万円以内

補助額(事業者)

1kWあたり10万円以内



ソーラーカーポート



補助額(個人)

補助対象経費の1/3以内

補助額(事業者)

補助対象経費の1/3以内

補助要件

- (1)再エネ特措法に基づく**固定価格買取制度(FIT)**の認定又は**FIP制度**の認定を取得しないこと。
- (2)個人の場合、本事業により導入する太陽光発電設備で発電し、その設置された建物で消費された電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「**30%以上**」であること。
- (3)事業者の場合、本事業により導入する太陽光発電設備で発電し、その設置された建物で消費された電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の「**50%以上**」であること。
- (4)第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約での導入としないこと。
- (5)付帯設備である蓄電池及びエネルギーマネジメントシステムを可能な限り導入すること。
- (6)電気事業法等の関係法令を遵守し構築、運用すること。
- (7)カーポートに係る総工費が、太陽光発電設備設置に係る総工費を上回らないこと。
(※太陽光発電設備に対してカーポートが極端に面積が過大な場合などは、補助対象として認めません。)

補助対象設備・工事

太陽光発電設備(屋根・陸置き)

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) パワーコンディショナー
- (4) その他付属機器(接続箱、開閉器、配線、発電電力計量器等)
- (5) 工事費(配線及び配線器具、電気工事等)

太陽光発電一体型カーポート

- (1) 太陽発電モジュール一体型カーポート
- (2) 基礎(カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る)
- (3) パワーコンディショナー
- (4) その他付属機器(接続箱、開閉器、配線、発電電力計量器等)
- (5) 工事費(配線及び配線器具、電気工事等)

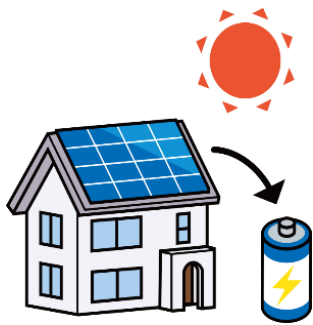
太陽光発電搭載型カーポート

- (1) 太陽発電モジュール
- (2) カーポート(太陽光発電モジュールの土台になるものに限る)
- (3) 基礎(カーポートの柱を地面に固定する為の部分に限る)
- (4) 架台
- (5) パワーコンディショナー
- (6) その他付属機器(接続箱、開閉器、配線、発電電力計量器等)
- (7) 工事費(配線及び配線器具、電気工事等)

※補助額の算定に用いる「太陽電池出力」は、太陽電池モジュールのJISなどに基づく、**公称最大出力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を、kW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。**



蓄電池



補助額(家庭用)
蓄電池価格(円/kWh)の
1/3以内

交付上限額 4.7万円/kWh
(税抜・工事費込)

補助額(事業用)
蓄電池価格(円/kWh)の
1/3以内

交付上限額5.3万円/kWh
(税抜・工事費込)

補助要件

- (1) 本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池であること。
- (2) 4,800Ah・セル相当のkWh^{※1}未満の蓄電池(家庭用)の場合、**14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下**の蓄電システムであること。また、蓄電池部(初期実効容量^{※2}1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、**蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うもの^{※3}**及びP5の「蓄電池の仕様」に適合するものであること。
- (3) 4,800Ah・セル相当のkWh^{※1}以上の蓄電池(業務用)の場合、**16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下**の蓄電システムであること。また、P6の「羊蹄山ろく消防組合火災予防条例で定める安全基準」の対象となるものであること。
- (4) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- (5) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- (6) 第三者所有型である電力購入契約(PPAモデル)又はリース契約での導入としないこと。

※1 リチウムイオン蓄電池の場合は17.76kWh。

※2 JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※3 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

補助対象設備・工事

- (1) 設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)
- (2) パワーコンディショナー
- (2) その他付属機器(計測・表示装置等)
- (3) 工事費(据付・配線工事等)

※補助額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で**小数点第2位以下を切り捨てた値**とする。

<蓄電池の仕様>

<性能表示基準>

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

・初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

・定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

・出力可能時間の例示

(ア)複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

(イ)購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

・保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

・廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

・アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

<蓄電池部安全基準>

・JIS C 8715-2 の規格を満足すること。

<蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)>

・JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

<震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)>

・蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

<補償期間>

・メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

<羊蹄山ろく消防組合火災予防条例で定める安全基準>

<共通>

- ・蓄電池設備の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床上又は台としないことができる。
- ・火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。
- ・キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- ・見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
- ・変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。
- ・必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。

<屋内設置の場合>

- ・水が浸入し、又は浸入するおそれのない位置に設けること。
- ・変電設備(消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- ・壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
- ・屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。

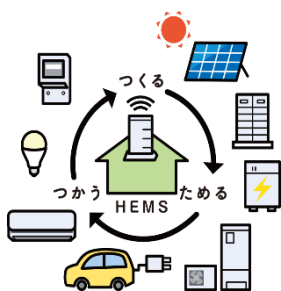
<屋外設置の場合>

- ・屋外に設ける変電設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものと並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

※昭和48年4月10日 条例第20号(令和5年10月1日施行)「羊蹄山ろく消防組合火災予防条例」の蓄電池設備関連箇所(第10条～第13条)より抜粋。



エネルギーマネジメントシステム



補助額(個人)
補助対象経費の2/3以内

補助額(事業者)
補助対象経費の2/3以内

補助要件

- (1) **本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備**であること。
- (2) 平時に省エネ効果(運用改善によるものを含む)が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。又はシステム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器であること。

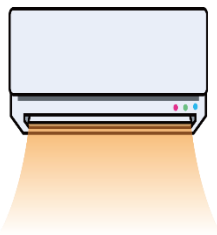
補助対象設備・工事

- (1) 設備本体
- (2) 計測機器(ソフトウェア等)
- (3) 工事費(据付・配線工事等)

※エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も補助対象に含む。



高効率空調設備 (エアコン)



補助額(個人)
補助対象経費の1/2以内

補助要件

- (1)従来の暖房設備に対して**30%以上CO2削減効果が得られるエアコン機器**であること。
新築に設置する場合は、ニセコ町で一般的なFF式灯油ファンヒータを従来の暖房設備とみなすこと。
- (2)**一般住宅に設置する設備とし、戸あたり最大3台以下**にすること。

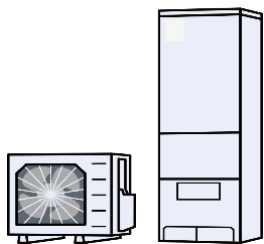
補助対象設備・工事

- (1)設備本体
- (2)工事費(据付・配線・配管工事等)

※従来の暖房設備の撤去に係る費用は対象外



高効率給湯設備 (エコキュート等)



補助額(個人)
補助対象経費の1/2以内

補助要件

- (1)従来の給湯設備に対して**30%以上CO2削減効果が得られるエコキュート機器等**であること。新築に設置する場合は、ニセコ町で一般的な灯油ボイラを従来の給湯設備とみなすこと。
- (2)**一般住宅に設置する設備とし、戸あたり最大1台まで**にすること。

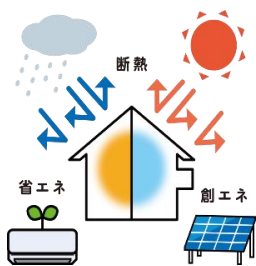
補助対象設備・工事

- (1)設備本体
- (2)工事費(据付・配線・配管工事等)

※従来の給湯設備の撤去に係る費用は対象外



新築戸建て住宅 (二セコスタンダード基準 かつNearly ZEH+基準 を満たす住宅)



補助額(個人)
150万円以内/戸

補助額(事業者)
150万円以内/戸

補助要件

- (1) **二セコスタンダード住宅の基準(Ua値0.28W/m²K以下)を満たす新築の戸建て住宅**であること。
- (2) 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)において、**Nearly ZEH+の認定を受けていること。**
- (3) **太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入**すること。
- (4) 事業実施主体は、新築戸建て住宅の建築主、又は新築戸建て建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅)の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。
- (5) 交付対象は、事業実施主体(新築戸建て建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。)が常時居住する一般住宅であること。(住宅の一部に店舗や事務所等の非住居部分がある場合は、建物全体が住宅用の二セコスタンダード基準、および非住宅用の二セコスタンダード基準であるBEI≤0.8の両者を満たすこと。)

補助対象設備・工事

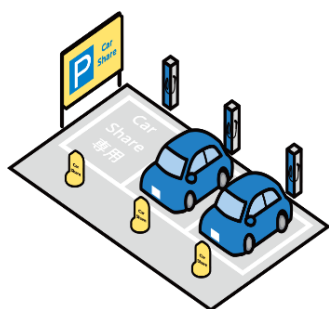
- (1) 新築戸建て住宅のうち、ZEHに係る経費※
 - ① 設計費(BELS取得に係る費用)
 - ② 設備費(外皮断熱や窓改修等、補助事業に実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費)
 - ③ 工事費(外皮断熱や窓改修等、補助事業の実施に必要な工事に要する経費)

※ZEHに係る経費

交付対象	断熱等(断熱材、窓、ガラスなど)、空調設備、給湯設備、換気設備
交付対象外	再エネ設備、熱利用設備・未利用熱利用設備、コジェネ、照明、蓄電池、エネマネ(HEMS)



EV自動車(カーシェア)



補助額(事業者)
上限100万円/台

交付上限額 車体価格の1/3

補助要件

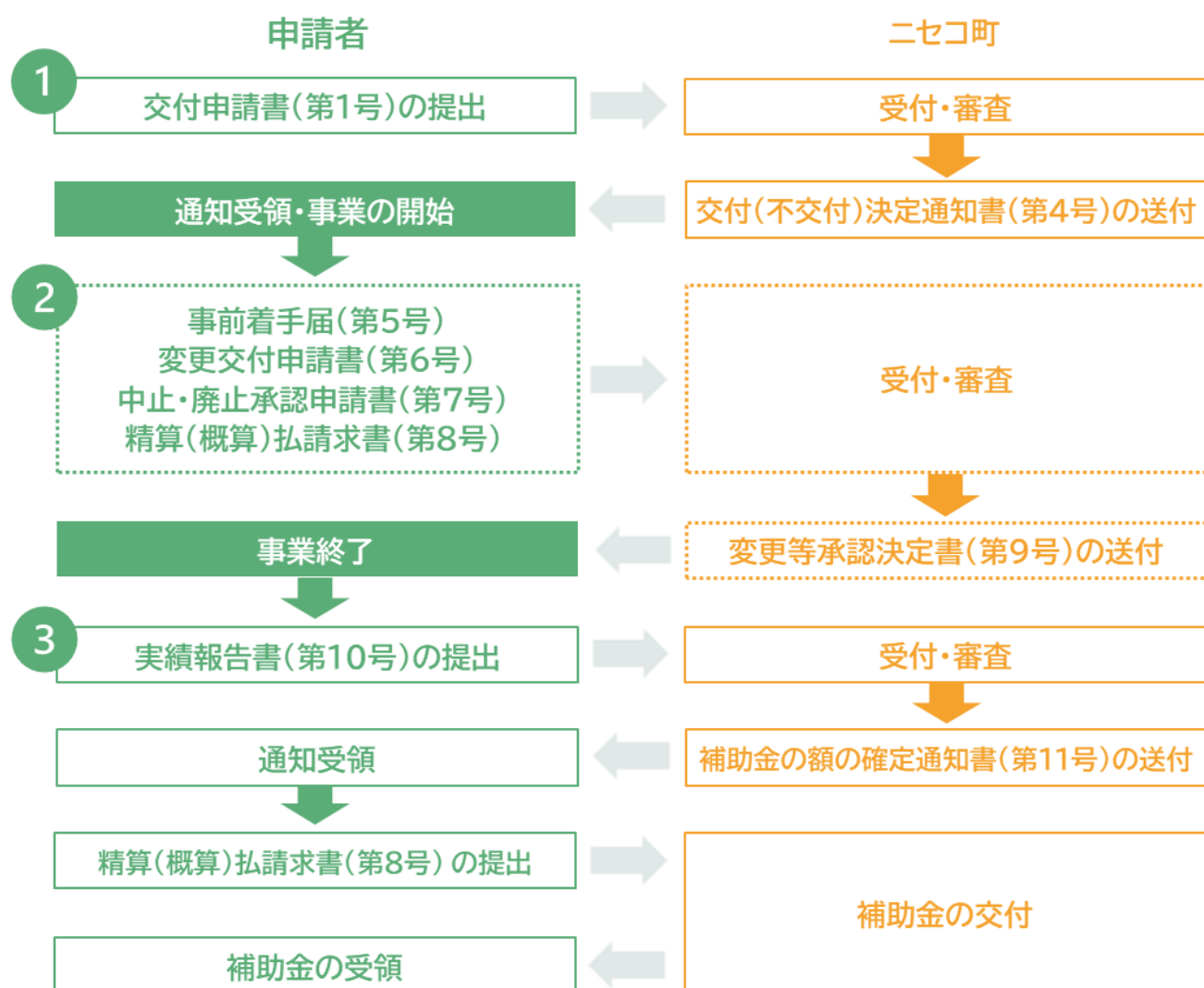
- (1) **EV車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うもの**であること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書(グリーン電力証書又は再エネ電力由来Jクレジット)の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。
- (2) **通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能なEV車両**であること。(経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」(以下、「CEV補助金」という)の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)

※「CEV 補助金」との併用は不可。
- (3) 次の(a)(b)のいずれかを満たすカーシェア事業であること。
 - (a) 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず遊休時に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。
 - (b) カーシェア事業として環境省から事前に承諾を得たものであること。

補助対象設備・工事

- (1) EV自動車購入費

手続きの流れ・送付先及びお問い合わせ先



提出先

zero-carbon25@heco-spc.or.jp (公益財団法人北海道環境財団)

担当窓口

ニセコ町 企画環境課 環境モデル都市推進係

電話

0136-44-2121 (平日8時30分～17時15分)

- ・原則、すべての申請は**電子メール**で提出してください。(メールでのご提出が難しい方は、役場窓口までご提出ください。)
- ・一度に受信可能な容量は、**15MB**までとなります。
- ・電子メールの件名は「**ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金 施工業者名**」とし、複数のメールに分けて提出する場合は、全体で何通のメールかがわかるように記載してください。
- ・5営業日以上経っても申請受付の連絡がない場合は、役場担当窓口までお問い合わせください。

※各申請書類はニセコ町ホームページからダウンロードすることも可能です。
<https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/kankyo/zerocarbon/>



① 交付申請書の提出

- ・先着順で受付を行い、**予算額に達した時点で受付終了**となります。
- ・**施工業者による代理申請を推奨**します。その場合、代理申請に係る委任状(第2号様式)を提出してください。
- ・審査完了後、申請者へ「交付(不交付)決定通知書(第4号様式)」を送付します。

※区分:○必須、△該当者のみ

	提出書類	様式	区分	
			個人	事業者
共通	交付申請書	第1号	○	○
	代理申請に係る委任状	第2号	△	△
	交付対象設備設置承諾書(土地・建物が申請者の所有でない場合)	第3号	△	△
	誓約書 ※1	別紙	○	○
	見積書の写し(経費の内訳が確認できるもの)	自由	○	○
	市区町村が発行する納税証明書(ニセコ町外に住所を有する場合)	自由	△	△
	登記簿謄本(過去3か月以内に発行されたもの)	自由	—	○
太陽光 発電設備	平面図及び配線図等	自由	○	○
	設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログ等 ①太陽電池の最大出力の合計値が確認できる資料 ②太陽電池モジュールの保証期間(無償)が確認できる資料 ③パワーコンディショナーの定格出力が確認できる資料 ④耐風・耐雪について確認できる資料(ソーラーカーポートのみ)	自由	○	○
蓄電池	設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面 ①蓄電システム本体機器を含むシステム全体のパッケージの型番が確認できる資料(4,800Ahセル相当のkWh未満の場合のみ)	自由	○	○
エネルギーマネジメントシステム	設備の仕様及び諸元や計測内容、計測点数等がわかるカタログや図面	自由	○	○
高効率空調設備	設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面	自由	○	—
	従来使用していた暖房設備の設置状況及び型番が分かる写真	自由	○	—
	本事業により導入する設備が、従来の暖房設備に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等 ※2	自由	○	—
高効率給湯設備	設備の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面	自由	○	—
	従来使用していた給湯器の設置状況及び型番が確認できる書類	自由	○	—
	本事業により導入する設備が、従来の給湯器等に対して30%以上省CO2効果が得られることを証明する書類等 ※2	自由	○	—
新築戸建て住宅	実施計画書	自由	○	○
	BELS 評価書の写し	自由	○	○
EV自動車	車両の仕様及び諸元や設置箇所等がわかるカタログや図面	自由	—	○
	カーシェアの運用に係る規定等が確認できる書類	自由	—	○
	EV車両の走行による想定年間消費電力量を賄うことができる再エネ発電設備と接続して充電を行うことが確認できる資料または再エネ電力証書(グリーン電力証書または再エネ電力由来「クレジット」)の購入または再エネ電力メニューの契約が確認できる書類	自由	—	○

※1 ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金を正しく活用いただくため、内容をご一読のうえご承諾いただき、申請書の添付資料として提出してください。

※2 以下のいずれかの方法により、これまで使用していた設備から「30%以上」の省CO2効果を証明する資料を提出してください。

- ①電気や燃料使用量のカタログの記載値を比較した資料など
- ②本補助金制度のホームページで公開している「CO2削減率算出表」への入力

② 事業実施期間中の各種届の提出

(1) 交付決定通知前に着手する場合

- ・交付決定通知前に事前着手(契約・発注行為)を行う場合は、事前着手届(第5号様式)を提出してください。

(2) 事業内容を変更する場合

- ・当初の申請内容に変更が生じる場合は、変更交付申請書(第6号様式)及び変更内容に応じて変更後の資料・費用内訳・図面等を提出し、町より承認を受ける必要があります。なお、軽微な変更については、本申請書の提出が不要の場合もありますので、個別にご相談ください。

(3) 事業を中止または廃止する場合

- ・交付決定後、やむを得ず事業を中止または廃止する場合は、あらかじめ中止・廃止承認申請書(第7号様式)を提出し、町より承認を受ける必要があります。

(4) 概算で先に補助金を受領する場合

- ・事業完了前に補助金の受領を希望する場合は、精算(概算)払請求書(第8号様式)を提出してください。

提出書類	様式	備考
事前着手届	第5号	交付決定通知前に着手する場合
変更交付申請書	第6号	事業内容を変更する場合
中止・廃止承認申請書	第7号	事業を中止または廃止する場合
精算(概算)払請求書	第8号	概算で先に補助金を受領する場合

③ 実績報告書の提出

- ・対象設備の支払い又は工事完了から30日以内、又は2025年2月10日いずれか早い日まで、以下の書類を提出してください。
- ・審査完了後、申請者へ「補助金の額の確定通知書(第11号様式)」を送付します。概算払いを受けていない場合は、通知書受領後に精算(概算)払請求書(第8号様式)を提出してください。その後、申請者(補助事業者)へ交付します。

	提出書類	様式
共通	実績報告書	第10号
	設置に係る領収証及び請求書(経費の内訳が確認できるもの)	自由
	契約書の写し(契約書がない場合は、それに類する資料の写し)	自由
	対象の設置状況を撮影した写真(設置状況及び型番が確認できるもの) ※1	自由
太陽光発電設備 蓄電池 エネルギーマネジメントシステム	FIT 制度(固定価格買取制度)の適用を受けていないことが確認できる書類	自由
	出力対比表の写し(設置枚数分・製造番号が入っているもの)	自由
	単線結線図	自由
	自家消費率を証明する資料 ※2	自由
	導入設備の保証書の写し(蓄電池のみ)	自由
新築戸建て住宅	住民票(補助対象住宅に居住していることが分かるもの)	自由
EV自動車	自動車検査証の写し	自由

※1 対象の設置状況を撮影した写真について

写真の不備・不足がある場合、再提出を求めることがありますので、以下の留意事項を確認のうえ提出してください。特に、文字等は鮮明に読み取れるように撮影してください。

対象設備	留意事項
太陽光発電設備	☐ 設備全体の設置状況が確認できるか ☐ 設置したパネルの枚数が確認できるか
蓄電池	☐ パッケージを構成するすべての設備の設置状況が確認できるか ☐ 各設備の型番が確認できるか
エネルギーマネジメントシステム	☐ 設備本体の設置状況と型番が確認できるか
高効率空調設備	☐ 設備本体と室外機のそれぞれの設置状況と型番が確認できるか
高効率給湯設備	☐ 設備本体と室外機のそれぞれの設置状況と型番が確認できるか
新築戸建て住宅	☐ 建物全体が確認できるか ☐ Nearly ZEH+の各装備(外皮断熱、窓、高効率機器等)の設置状況と型番が確認できるか ※断熱材は、天井や壁仕上げ前の写真も撮影すること
EV自動車	☐ 車両全体と自動車登録番号標が確認できるか ☐ 充電設備全体が確認できるか

※2 自家消費率の確認について

設備を設置し、運用開始してから実績報告書提出までの特定の期間(24時間以上)の自家消費率が確認できる資料を提出のうえ、以下のいずれかの式により、所定の自家消費率(住宅: **30%以上**、事業者: **50%以上**)となることを示してください。

(1)自家消費量が確認できる場合

$$\text{自家消費率} = \text{自家消費量} \div \text{発電量} \times 100 \quad \text{※小数点以下切り捨て}$$

(2)自家消費量が確認できない場合

$$\text{自家消費率} = (\text{発電量} - \text{売電量}) \div \text{発電量} \times 100 \quad \text{※小数点以下切り捨て}$$

● その他注意事項

● 利益排除について

- ・申請者または申請者と利害を一にする方が、対象機器の調達及び工事等にかかる場合は、該当する方の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要があります。
- ・申請者に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があります。

● 現地調査等について

- ・事業の進捗状況の確認、または完了実績報告書の提出を受け、必要に応じて現地調査を行います。補助事業者(申請者)はやむを得ない場合を除き、立ち合いに協力する必要がある、これに拒否した場合は、補助金の支払いができない場合がありますので、注意してください。

● 設備導入後の定期報告について

- ・環境省への実績値の報告等を目的として、設置した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の発電量の把握に関し、町へのデータ等の提供を行っていただきます。
- ・太陽光発電設備で発電して自家内で消費した電力量(kWh)が、当該設備で発電する電力量の一定の自家消費率(個人住宅用30%、事業者用50%)を保つことを環境省より求められており、その報告を行う必要があることから、補助金交付の条件としてお願いするものです。

● 法定耐用年数について

- ・補助金を活用して導入後、今回導入した各設備については、「法定耐用年数」に基づき、処分(廃棄・譲渡・転用等)の制限を受けます。
- ・2024年3月現在の法定耐用年数は、設置日から起算して太陽光発電設備は「17年」、ソーラーカーポートは「15年」、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、高効率空調設備、高効率給湯設備、EV自動車は「6年」です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。
- ・状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

● 補助金の返還等について

- ・引っ越し等でやむを得ず途中で処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。報告理由により、補助金を返還いただく可能性もあります。
- ・ひょうや台風等の自然災害による破損等も含めて、状況により対応が異なりますので、お問い合わせください。
- ・虚偽の申請や報告を行った場合等、悪質である場合は、補助金を全額返還していただくこともありますので、ご注意ください。

●廃棄について

- ・太陽光発電設備については、本格的に普及が進んだ時期を考慮すると、2040年頃には寿命を迎える太陽光発電設備が多くなり、大量廃棄問題が発生するといわれています。廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆様が責任を持つこととなります。
- ・経済産業省(資源エネルギー庁)が2021年9月に公表、2022年4月に改定した「廃棄等費用積立ガイドライン」では、不法投棄等が行わないよう適切に廃棄処理がなされることを目的として、10kW以上の太陽光発電設備については、廃棄にかかる費用を外部機関にて定期的に積み立てていくことが原則義務化されています。
- ・これは、通常FIT・FIP認定を受けた設備を想定したのですが、今回の町補助金の原資となる環境省交付金の要綱において、この「ガイドラインを参考に、必要な経費の算定、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」と決められていますので、ご理解をお願いします。
- ・なお、10kW未満の太陽光発電設備についても、経済産業省(資源エネルギー庁)が公表している「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」の第5節では、「必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄・リサイクルを実施すること」とされています。

交付申請書記入例

別記第1号様式（第9条関係）

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付申請書

交付申請書の提出日を入力してください。

2024 年 9 月 30 日

ニセコ町長 様

申請者

住 所	〒048-0000 ニセコ町〇〇〇-〇〇
フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇
氏 名	〇〇 〇〇 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
電話番号	0136-00-0000

法人の場合は、法人名・代表者の役職氏名まで入力してください。

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金交付規則第9条に基づき、添付書類を添えて下記のとおり、補助金の交付を申請します。また、この申請に基づく審査にあたり、ニセコ町が保有する情報（税情報等）について閲覧、調査及び関係機関並びに施工事業者と下記の事項等について問い合わせすることも同意します。

1	申請区分	☒ 個人 ☐ 事業者(個人事業主) ☐ 事業者(法人)					
2	設置場所	☒ 申請者住所と同じ ☐ その他(ニセコ町)					
3	設置する土地の所有形態	☐ 自己所有 ☐ 借地 ☒ その他(共有名義)					
4	設置する建物の所有形態	☐ 自己所有 ☐ 借家等 ☒ その他(共有名義)					
5	建物の建築区分	☐ 新築 ☒ 既存 ☐ その他()					
6	工事着手・購入日(予定)	2024 年 10 月 30 日					
7	工事完了・納品日(予定)	2024 年 12 月 1 日					
8	他の補助金等への申請	☒ なし ☐ あり 補助金の名称()					
9	対象設備	以下のいずれか低い方の値(kW)を入力してください。 ① 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値 ② パワーコンディショナーの定格出力の合計値					
太陽光発電設備	メーカー名・型番(パネル)	〇〇〇株式会社・AP-000CD					
	メーカー名・型番(パワコン)	〇〇〇株式会社・EF-00GH0					
	太陽電池出力※1	4 kW (小数点以下切り捨て)					
	総工費	1,516,000 円(税抜き)					
	補助対象経費	1,516,000 円(税抜き)					
	補助金算定額	<table> <tr> <td>(屋根置き・架台設置型)</td> <td>太陽電池出力(kW) × 14 万円(個人) 10 万円(事業者)</td> <td>560,000 円(A)</td> </tr> <tr> <td>(ソーラーカーポート)</td> <td>補助対象経費 × 1/3</td> <td>(千円未満切り捨て)</td> </tr> </table>	(屋根置き・架台設置型)	太陽電池出力(kW) × 14 万円(個人) 10 万円(事業者)	560,000 円(A)	(ソーラーカーポート)	補助対象経費 × 1/3
(屋根置き・架台設置型)	太陽電池出力(kW) × 14 万円(個人) 10 万円(事業者)	560,000 円(A)					
(ソーラーカーポート)	補助対象経費 × 1/3	(千円未満切り捨て)					

申請者住所と異なる場合は、「その他」にチェックのうえ、住所を入力してください。

共有名義の場合も、「交付対象設備設置承諾書(第3号様式)」を提出してください。

以下のいずれか低い方の値(kW)を入力してください。
① 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値
② パワーコンディショナーの定格出力の合計値

本記入例では「屋根置き・架台設置型」を想定し、4kW×140,000円で算出しています。

蓄電池	メーカー名・パッケージ型番	〇〇〇株式会社・IJ-KLMN000		蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)が以下の価格を超える場合は対象外となりますので、ご注意ください。 ① 4,800Ah・セル相当のkWh未満 14.1万円 ② 4,800Ah・セル相当のkWh以上 16.0万円
	蓄電容量※2	9 . 5 kWh (小数点第2位以下切り捨て)		
	総工費	※交付上限額(税抜・工事費込) ① 4,800Ah・セル相当のkWh未満 4.7万円/kWh ② 4,800Ah・セル相当のkWh以上 5.3万円/kWh 1,335,500 円 (税抜き)		
	補助対象経費	1,335,500 円 (税抜き)		
	補助金算定額	補助対象経費 × 1/3 445,000 円 (B) (千円未満切捨て)		
エネマネ	メーカー名・型番	〇〇〇株式会社・OP-0000		
	総工費	198,500 円 (税抜き)		
	補助対象経費	198,500 円 (税抜き)		
	補助金算定額	補助対象経費 × 2/3 132,000 円 (C) (千円未満切捨て)		
高効率空調設備	メーカー名・型番			
	台数※3	台		
	CO2 排出量[kg-CO2/年]	既設機器:	新設機器:	
	CO2 削減率 [%]	%		
	総工費	円 (税抜き)		
	補助対象経費	円 (税抜き)		
	補助金算定額	補助対象経費 × 1/2 ,000 円 (D) (千円未満切捨て)		
高効率給湯設備	メーカー名・型番	株式会社〇〇〇・QRS-00TU0V		
	CO2 排出量[kg-CO2/年]	既設機器: 15.25	新設機器: 5.446	
	CO2 削減率	64 %		
	総工費	1,075,000 円 (税抜き)		
	補助対象経費	1,055,000 円 (税抜き)		
	補助金算定額	補助対象経費 × 1/2 527,000 円 (E) (千円未満切捨て)		
新築戸建て住宅	BELS評価書交付日・番号	年 月 日	番号	「撤去費」などの補助対象外経費が含まれている場合は、その分を差し引いた額を「補助対象経費」としてください。
	施工・販売会社			
	Ua 値	W/m ² ・K		
	総工費	円 (税抜き)		
	補助対象経費	「ZEHに係る経費」の合計を「補助対象経費」に入力してください。 円 (税抜き)		
補助金算定額	,000 円 (F) (千円未満切捨て)			
補助金交付申請額		(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F) 1,664,000 円 (千円未満切捨て) ①		

※1 「太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値」と「パワーコンディショナーの定格出力の合計値」の低い方

※2 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)が 14.1 万円/kWh(4,800Ah・セル相当の kWh 未満)、16.0 万円/kWh(4,800Ah・セル相当の kWh 以上)を超えた場合は全て対象外

※3 1 戸あたり 3 台を上限とする

E V 自 動 車	再エネ電力の調達	☐ 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うもの ☐ 再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行うもの
	カーシェア事業の内容	☐ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡すもの ☐ カーシェア事業として環境省から事前に承諾を得たもの
	車種・グレード	
	蓄電容量	kWh
	車両本体価格 (a)	円/台 (税抜き)
	上限額の確認 (b)	(a) × 1/3 円/台 1,000,000 円/台
	(b)のいずれか低い額 (c)	円/台
	導入台数 (d)	台
補助金算定額 (c) × (d)		,000 円 (G) (千円未満切捨て) ②

補助金交付申請額 (①+②)	1,664,000 円
----------------	-------------

各設備の補助金算定額の合計を入力してください。